

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

ページ

規則

- 家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則(七五・農畜産振興課)……………1
- 秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(七六・水産漁港課) ……2
- 秋田県入港料徴収条例施行規則の一部を改正する規則(七七・港湾空港課) ……3

規則

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第七十五号

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

家畜改良増殖法施行細則(昭和二十六年秋田県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「採取回数」を「採取に係る知事の定める回数」に改め、同条中「昭和二十五年法律第二百九号。」を削り、「第十二条但書の規定により、」を「第十二条ただし書の」に改め、「家畜人工授精用精液を採取する」を削り、「あつて」を「あつて」に改める。

第二条第二項中「の受講者」を「を受講することができる者」に、「第十七条の規定」を「第十七条第一項に規定する者又は同条第二項各号に掲げる者」に、「者でない」に改め、「様式第一号の」を「別に定める様式による」に、「講習会開催日」を「講習会の開催日」に改め、「までに」の下に「これを」を加える。

第三条を削る。

第四条中「第二十四条」を「第二十四条本文」に、「様式第二号による家畜人工授精所開設許可証」を「当該申請をした者に別に定める様式による許可証」に改め、同条を第三条とする。

第五条中「第二十七条第一項」を「第二十七条本文」に、「(昭和二十五年農林省令第九十六号。以下「規則」という。)第七条の規定による」を「第七条第一項に規定する」に、「ものでなければならない」を「であることとする」に改め、同条を第四条とする。

第六条の見出しを「(報告書の提出)」に改め、同条第一項中「より種畜」を「より、種畜」に、「十二月三十一日現在において、次の各号」を「十二月三十一日現在における次」に改め、「それぞれ」を削り、同項第一号中「は、様式第三号による種付け等成績報告書」を「にあつては、別に定める様式による成績報告書」に改め、同項第二号中「は、様式第四号による家畜人工授精所現況報告書」を「にあつては、別に定める様式による現況報告書」に改め、同条第二項中「から譲り受けた」を「から譲渡を受けた」に、「遅滞なく様式第五号による精液注入報告書を、及び」を、「遅滞なく別に定める様式による注入報告書を、」に、「様式第六号による家畜人工授精経過報告書を精液を譲り受けた」を「別に定める様式による経過報告書を当該」に改め、同条を第五条とする。

第七条第一項中「法第十二条の規定により、」を削り、「様式第七号による精液払下申請書」を「別に定める様式による申請書」に改め、同条第三項中「精液代金」を「当該精液の代金」に、「あつても」を「あつても、」に改め、同条を第六条とする。

第八条の見出し中「拒む」の下に「ことができる」を加え、同条中「左」を「次」に、「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「種雄畜が」を「種畜の」に改め、同条第二号中「従わなかつた」を「従わなかつた」に改め、同条第三号を次のように改め、同条を第七条とする。

三 第五条第二項の規定による報告書の提出を怠つた場合

第九条中「規則第十一条の規定による種畜の飼養者」を「種畜の飼養者は、家畜改良増殖法施行令(昭和二十五年政令第二百六十九号)第七条第一項の規定により」に、「様式第八号の届書」を「知事に別に定める様式による届出書」に改め、同条を第八条とする。

第十条を削る。

第十一条中「規則第三十条の規定による」を「家畜改良増殖法施行令第十一条第一項又は第二項の規定により」に、「様式第十号の届書」を「知事に別に定める様式による届出書」に改め、同条を第九条とする。

第十二条中「法、規則」を「家畜改良増殖法施行令、家畜改良増殖法施行規則」に

改め、「この規則」の下に「の規定」を加え、「に提出する書類(正副二通)及び」を「又は」に、「所轄」を「当該書類を提出する者の住所地を所管する」に、「經由しなければ」を「經由して提出しなければ」に改め、同条を第十条とする。
様式第一号から様式第十号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第七十六号

秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和五十四年秋田県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表第一号(一)の項中「あつて」を「あつて」に改め、同号(二)の項中「あつては一セット」を「あつては一セット」に、「(3)に掲げるものにあつて」を「(3)に掲げるものにあつて」に、「(4)に掲げるものにあつては一台につき五百万円、(5)に掲げるものにあつて」を「(5)に掲げるものにあつて」に、「(6)に掲げるものにあつて」を「(6)に掲げるものにあつて」に、「(7)に掲げるものにあつて」を「(7)に掲げるものにあつて」に改め、「ただし、」を削り、「漁業経営改善のための」を「漁業経営の改善に関する」に、「以下同じ。」にあつては「第三号(三)の項及び第四条第一項において同じ。」にあつては、「(9)に掲げるものにあつて」を「(9)に掲げるものにあつて」に改め、同号(三)の項中「あつて」を「あつて」に改め、同号(四)の項中「(2) 定速装置」を「(2) 定速装置
(3) 発光ダイオード式集魚灯」に、「あつて」を「あつて」に改め、同号(五)の項中「以下」を「(五)において」に改め、同号(七)の項中「ばつ気装置」を「ばつ気装置」に、「あつて」を「あつて」に改め、同号(八)の項中(四)の項まで及び(九)の項中「あつて」を「あつて」に改め、同表第三号(一)の項中「十二月」を「十二月」に改め、同号(二)の項中「等」を「等」に、「は除く。」を「を」を除く。に、「二千万円(ただし、」を「二千万円」に、「あつて」を「あつて」に改める。

第三条の見出し中「合計額の」を削り、同条中「一沿岸漁業従事者等に係る」を削り、「貸付金の合計額の限度」を「貸付け(第六条第一項各号を除き、以下「貸付け」という。)に係る資金(以下「貸付金」という。)の一沿岸漁業従事者等」との限度額」に改める。

第四条の見出しを「(資格)」に改め、同条第一項中「沿岸漁業改善資金の借受者たる」を「貸付けを受ける」に、「たる個人」を「である個人」に、「資金」を「沿岸漁業改善資金」に、「当該資金の」を「当該」に改め、「係る事業」の下に「(第九条及び第十四条第一項において「事業」という。)」を加え、「あつて」を「あつて」に改め、同条第二項中「借受者たる」を「貸付けを受ける」に、「団体にあつて」を「団体にあつて」に改め、同項第一号中「あつて」を「あつて」に、「実体的活動」を「当該活動」に、「行つて」を「行つて」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第五条第一項中「貸付金額」を「貸付金の額」に改め、同条第二項中「借受け」を「貸付けを受けること」に、「あつて」を「あつて」に改め、同条第三項中「替えて」を「代えて」に改め、同条第四項中「者」の下に「(以下「借受者」という。)」を加え、「貸付金債権」を「貸付けに係る債権」に、「認め」を「認めて」に改め、同条第五項中「前二項」を「第三項」に改め、「又は」の下に「前項の規定による担保の」を加え、「当たつて」を「当たつて」に、「貸付けを受けた資金」を「貸付金」に改める。

第六条第一項中「貸付申請書(様式第一号)」を「別に定める様式による申請書」に、「(以下)」を「(第七条第二項及び第十二条において)」に改め、同項第一号中「漁業協同組合」を削り、「をいう。以下同じ」を「(次号及び次項において「漁業協同組合」という)に改め、同項第二号中「所管地域振興局」を「その者の住所地を所管する地域振興局」に改め、同条第二項中「貸付申請書」を「前項の申請書」に改め、同条第三項中「貸付申請書」を「申請書」に改め、「知事が」を削り、「定める」の下に「様式による」を加える。

第七条第一項中「貸付申請書」を「申請書」に、「あつた」を「あつた」に改め、同条第二項中「行つた」を「行つた」に、「貸付決定通知書(様式第二号)」を「別に定める様式による通知書を当該」に改め、「前条第一項の」及び「同項の」を削る。

第八条中「沿岸漁業改善資金」を「貸付金」に改め、「速やかに」の下に「別に定める様式による」を加え、「(様式第三号)」を削る。

第九条の見出しを「(事業の完了)」に改め、同条第一項中「貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)」を「借受者」に、「あつては六月」を「あつては、六月」に改め、同条第二項中「事業完了後」を「別に定める様式による報告書を事業の完了後」に、「事業実施報告書(様式第四号)」を「第六条第一項」を「第六条第一項」に改める。

第十条第一号中「貸付申請書」を「第六条第一項の申請書」に、「あつた」を「あつた」に改め、同条第三号中「償還金」を「貸付金の償還金」に、「怠つた」を「怠

つた」に改める。

第十一条中「により」を「による貸付金の」に改め、「支払の猶予」の下に「(次条において「支払の猶予」という。)」を加え、「支払猶予申請書(様式第五号)」を「別に定める様式による申請書」に、「添え、」を「添えて、これを貸付金の」に、「分割払の」を「貸付金の償還について分割払をする」に改める。

第十二条の見出しを「(支払の猶予の決定)」に改め、同条第一項中「支払猶予申請書を受け取った」を「申請書の提出があった」に、「猶予すること」を「支払の猶予」に、「支払猶予の」を「支払の猶予の」に改め、同条第二項中「支払猶予の」を「支払の猶予の」に、「行った」を「行った」に、「支払猶予決定通知書(様式第六号)」を「別に定める様式による通知書」に改め、「第六条第一項の」を削り、「支払猶予を」を「支払の猶予を」に改め、「同項の」を削り、「を削り、」を削り、「に」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「規定による」を加え、「借受者」を「借受者」に改める。

第十四条第一項中「沿岸漁業改善資金の貸付けに係る」を削り、「を削り、」を削り、「に」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「規定による」を加え、「借受者」を「借受者」に改める。

第十五条中「事務」の下に「(第七条の規定による貸付けの決定、第十条の規定による貸付金の償還の決定及び第十二条の規定による支払の猶予の決定に関する事務を除く。)」を、「一部を」の下に「秋田県漁業協同組合又は」を加える。

第十六条中「沿岸漁業改善資金の」を削る。

様式第一号から様式第六号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の表第一号(四)の項の改正規定

〔(2) 定速装置〕を 〔(2) 定速装置
(3) 発光ダイオード式集魚灯〕 に改める部分に限る。 及び
第十五条の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。〕

秋田県入港料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第七十七号

秋田県入港料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県入港料徴収条例施行規則(昭和五十三年秋田県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条中「入港料」を「入港料」に、「入港料減免申請書(様式第一号)」を「別に定める様式による申請書」に改める。

第五条第一項中「港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第五十条の規定に基づき国土交通大臣が勧告する様式に準じた届出書」を「港湾法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十八号)第十五条第一項に規定する入港届」に改め、同条第二項中「同項の」を「条例第六条第一項の規定による」に改め、「港湾法」の下に「(昭和二十五年法律第二百十八号)」を加える。

第六条中「調査し」を「調査し」に、「様式第二号」を「別記様式」に改める。

第七条中「入港料減免申請書」を「申請書」に、「届出書」を「入港届」に改める。

様式第一号を削り、様式第二号を別記様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 0862-8766 FAX 0863-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄